

法人成りした個人事業者ですが、法人の設立に伴い廃業しているところ、設立した法人に対してインボイスを交付するため、事業用資産を買い取ってもらった後に事業廃止届出書を提出することで問題ないでしょうか？

ご質問の場合には、**廃業後**（事業用資産を設立法人に買い取ってもらった後）に**事業廃止届出書を提出することで問題ありません。**

法人成りによる法人設立については、**法人が設立されるまでの間の資産の譲渡等及び課税仕入れは、原則として全て個人事業者に帰属することとなります。**

また、「事業廃止届出書」を提出することで、事業を廃止した日の翌日にインボイス発行事業者としての登録が失効することとなりますが、この届出書は課税事業者が事業を廃止した場合に提出することとなります。

※ なお、個人事業者において棚卸資産が存在する間は、一般的に事業を廃止したものとは認められませんのでご注意ください。